

1. 議事日程（令和6年第3回北広島町議会定例会）

令和6年9月24日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	審 査 報 告	決算審査特別委員会の審査報告
日程第2	議案第52号	令和5年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	議案第53号	令和5年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	議案第54号	令和5年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	議案第55号	令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	議案第56号	令和5年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	議案第57号	令和5年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	議案第58号	令和5年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	議案第59号	令和5年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第60号	令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第61号	北広島町工場立地法地域準則条例
日程第12	議案第62号	北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第63号	北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第64号	北広島町国民健康条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第65号	北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第66号	北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第67号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第18	議案第68号	令和6年度北広島町一般会計補正予算（第4号）
日程第19	議案第69号	令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第70号	令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第71号	令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第72号	令和6年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第73号 令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第24 議案第74号 令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第25 調査報告 中山間地域対策特別委員会調査報告
日程第26 閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	7番 美濃孝二	8番 梅尾泰文
9番 伊藤淳	10番 服部泰征	11番 宮本裕之
12番 湊俊文		

3. 欠席議員は次のとおりである。

5番 佐々木正之

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	大本賢一郎
建設課長	竹下秀樹	消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二
会計管理者	大畑紹子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局長補佐 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(湊俊文) おはようございます。省エネ、節電対策の取組の一環として、本議会においても服装をクールビズとすることにしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

また、議場内でのマスクの着用は自由としております。本定例会も本日が最終日となりました。本日は各議案について審議、採決を行います。質疑及び答弁は要点のみ簡潔に行ってください。また、発言を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言してください。採決では、全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第1 決算審査特別委員会の審査報告

○議長（湊俊文） 日程第1、決算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第52号、令和5年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第60号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算認定関係9議案については、決算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。決算審査特別委員会服部委員長。

○決算審査特別委員長（服部泰征） 令和6年9月24日、北広島町議会議長湊俊文様。決算審査特別委員会委員長服部泰征。令和5年度北広島町各会計歳入歳出決算審査報告書。1、審査対象、議案第52号、令和5年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号、令和5年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号、令和5年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号、令和5年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号、令和5年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。2、審査期間、令和6年9月6日から9月18日。3、審査方法、令和6年9月5日、令和6年北広島町議会第3回定例会において決算審査特別委員会が設置され、令和5年度北広島町一般会計、8特別会計決算の認定についての9議案について審査付託があった。よって、9月6日に決算状況について各課から説明を求め、17、18日に決算審査特別特別委員会において審査を行った。審査は各会計ごとに質疑、全般の総括質疑、最後に本特別委員会としての採決を行った。4、審査結果、付託を受けた令和5年度北広島町決算認定関係9議案については、決算審査特別委員会として認定することに決定した。箕野町長体制で始まった平成25年度の健全化判断比率の実質公債費比率は17.2%、将来負担比率は105.7%であった。令和5年度決算における健全化判断比率の実質公債費比率は12.2%、将来負担比率は37.0%で、この11年で大きく改善しており、健全な財政運営に向けての努力が見られる。しかしながら、直近資料の令和4年度決算における行政類似団体県内市町と比較すると下位に位置していることから、引き続き努力が必要である。令和5年度も第2次北広島町長期総合計画改訂版、第2期北広島町総合戦略を施策展開の基軸として予算編成が行われ、各種主要施策が展開された。特に2050年、ゼロカーボンタウンの実現に向けた事業の

実施、行政サービスのオンライン化、農業、交通などの分野におけるDX推進、スポーツを核とする地域の活性化など、社会の変化に対応した持続可能なまちづくりに向けて多岐にわたる事業に取り組んでいる。本委員会では、6日に主要施策の成果に関する調書を主体として決算状況の説明を受けた。17日、18日の本委員会においては、議決した予算が趣旨と目的に従って適正かつ効率的に執行されたかどうか、どのように行政効果が発揮できたかを鑑みて多くの質疑がなされた。歳入関係では、不納欠損額・収入未済額や滞納繰越額、また予算現額と収入済額との差額などについて質疑がなされた。債権回収については努力も見られ、成果も上がってきているが、公正かつ公平な行政であるために引き続ききめ細やかな取組を求める。また、予算執行においても、単年度内の執行に向けて努力が求められる。歳出関係では、基幹集会所の無償譲渡、バス運行事業、新規定住促進事業、予防接種事業、人権啓発事業、サテライトオフィス事業、道の駅管理事業、有害鳥獣駆除事業、特別支援教育相談員配置事業など、数多くの事業について、また、全体的な不用額の多さ、実質収支の捉え方、国民健康保険の県単位化による個人負担の見直しや遊休地の借地料見直しなど、様々な質疑が行われた。今後の事業執行及び令和7年度予算編成の中に反映されるよう要望する。さらに主要施策の成果に関する調書を活用し、予算執行の効率性とその成果を十分検討し、改善点を把握して次年度に生かす取組が欲しい。今後も自然災害、物価高騰などの社会情勢の変化に対する対応、老朽化する公共施設への対応などを継続しつつ、さらなる住民の安心・安全の向上、福祉サービスの充実、定住と雇用の促進が求められる。少子高齢化・人口減少が急速に進む中、町長をはじめ全職員が北広島町のまちづくりにおけるビジョンを共有し、本委員会での審査過程の意見等を認識され、課題解決に向けて、限られた財源で最大の効果を上げられるよう、強い責任感とスピード感を持って事務執行に当たられるよう求めて報告とする。以上です。

- 議長（湊俊文） これで、委員長の報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第52号 令和5年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（湊俊文） 日程第2、議案第52号、令和5年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。最初に反対討論を許します。反対討論はありませんか。次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第52号、令和5年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 議案第53号 令和5年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第3、議案第53号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第53号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第54号 令和5年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第54号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第54号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第55号 令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第55号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第55号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第56号 令和5年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第56号、令和5年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算

の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第56号、令和5年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第57号 令和5年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(湊俊文) 日程第7、議案第57号、令和5年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)

○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第57号、令和5年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第58号 令和5年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(湊俊文) 日程第8、議案第58号、令和5年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

○議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、議案第58号、令和5年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第59号 令和5年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(湊俊文) 日程第9、議案第59号、令和5年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。  
(起立全員)

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第59号、令和5年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第60号 令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（湊俊文） 日程第10、議案第60号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案について委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第60号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第61号 北広島町工場立地法地域準則条例

○議長（湊俊文） 日程第11、議案第61号、北広島町工場立地法地域準則条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第61号、北広島町工場立地法地域準則条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第62号 北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第62号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第62号、北広島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第63号 北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第13、議案第63号 北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第63号、北広島町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第64号 北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第14、議案第64号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、服部議員。

- 10番（服部泰征） 10番、服部です。1点質問させてください。これまでは、子どもが遠足等で出かける際は保険証のコピーとかを持っていくとかしていたと思うんですが、この子どもの保険証をマイナ保険証にした場合、マイナンバーカードではコピーしても分からないというような状況になると思うんですが、このような場合どのように対応すれば良いのでしょうか。

- 議長（湊俊文） 町民保健課長。

- 町民保健課長（迫井一深） マイナ保険証をお持ちでない方につきましては、資格確認書をお持ちいただくようになろうかと思えます。また、マイナ保険証をお持ちであれば、資格情報のお知らせのコピー等が必要になってこようかと考えております。

- 議長（湊俊文） 服部議員。

- 10番（服部泰征） 資格証ということは、事前に、では何日か前にそれを理解して、資格確認書を発行手続に行かないといけないと認識して良いですか。

- 議長（湊俊文） 町民保健課長。

- 町民保健課長（迫井一深） 資格確認書につきましては、現在の被保険者証の有効期限が来るまでに町のほうから交付をさせていただきます。国民健康保険あるいは後期高齢者医療保険の方につきましては、町のほうから交付させていただきます。

- 議長（湊俊文） 服部議員。
- 10番（服部泰征） 再度確認しますが、では有効期限を過ぎた場合は、あらかじめそれを理解して、役場なりに確認書を取りに来ないとコピーとかはできないので事前の準備が要るということが良いですか。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 学校のほうがどういう対応されるか分かりませんが、町のほうからは、繰り返しになりますが、マイナ保険証をお持ちでなければ資格確認書お持ちの方につきましては、資格情報のお知らせを交付いたします。
- 議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。9番、伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤です。今のに関連して、学校のほうでは今後どのように対応されるかをお聞きいたします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 関係者でしっかり確認して、そごがないように、遺漏ないように対応したいと思います。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 9番（伊藤淳） ごめんなさい。最後ちょっと聞こえなかったです。そごのないように、ちょっとその点だけ再度お願いします。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） そごがないよう、遺漏ないよう、しっかり対応してまいりたいと思います。
- 議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。10番、服部議員。
- 10番（服部泰征） 10番、服部泰征です。議案第64号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対討論します。この議案は、12月2日以降、現在の被保険者証を発行せず、マイナ保険証を持たれていない方や希望する方に資格確認書を発行するというものです。マイナ保険証の使用により、過去の受診データを基にした適切な医療や限度額支払いの免除、医療費控除の簡素化など良い面もあります。しかしながら、原爆や身体障害者、子ども医療費など公費の保険情報は連携できておらず、別途持参が必要になる。ネットワーク等にトラブルが発生した場合には使用できない。顔認証や暗証番号の確認ができない場合には、職員が目視で確認する等の手間が増える。受付の機器がある窓口でしか確認ができず、機器が設置されていない窓口では確認できない。また今、子どもの医療費についてはまた別途確認ということでした。このように多くのマイナス点があります。また、個人情報のリスクや利便性を感じない点から、持たない方や返還する方というのが一定程度いらっしゃるのも事実です。なお、保険証の12月2日以降の取扱いを巡っては、国会でも現在、国民の根強い不安を受け、期限延長も視野に入れた議論が出ています。そもそもマイナンバーは取得自体が任意であり、保険証の登録を半ば強制するような新規発行停止は横暴と言わざるを得ません。今後もデジタル化は進みます。メリットを実感する方が増えれば、マイナ保険証も利用が増えてくると思われまますし、これを否定するつもりはありません。しかしながら、保険証を残して欲しいという声も多くあり、運転免許証と同様に両方を並行して使えるようにすることが多様性のある誰も取り残さない社会と思います。なお、議案第67号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に

についても同様の理由により反対したいと思います。議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） 他に討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第64号、北広島町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第65号 北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第65号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第65号、北広島町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第66号 北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第16、議案第66号、北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第66号、北広島町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第67号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

- 議長（湊俊文） 日程第17、議案第67号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第67号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第68号 令和6年度北広島町一般会計補正予算（第4号）

- 議長（湊俊文） 日程第18、議案第68号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美でございます。予算書39ページ、企業誘致等事業24万2000円ですが、これは、旧川迫小学校サテライトオフィスの体育館照明改修費と伺っております。詳しい説明を求めます。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（大本賢一郎） 予算書の内容につきまして商工観光課よりお答えいたします。こちらの計上しております予算につきましては、旧川迫小学校体育館の屋内照明の取替えに係る修繕料でございます。状況としましては、全体の照明のうち約半数のものが点灯しないという状況にございましたので、安全かつ適正に施設を使っていただくためにこのたび予算計上させていただいたものでございます。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 先ほどご説明を伺いましたが、半数切れている、その修繕ということなんです。現在体育館についているのは水銀灯だと思います。水銀灯は、2020年に製造中止になったことに伴い、体育館の照明設備は替えなくてはいけない状態となっております。今回、照明はLEDでしょうか。
- 議長（湊俊文） 商工観光課長。
- 商工観光課長（大本賢一郎） 議員ご指摘のとおり、このたびの改修内容、修繕内容につきましては、水銀灯のもので修繕を計画をしております。修繕に当たりましては、水銀灯照明の在庫の状況、あるいは水銀灯とLEDを比較した場合の修繕コスト、そういったものを比較検討した結果、在庫については当面の間は確保できるということもございまして、このたびの修繕方法を選択、予算計上させていただいております。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 水銀灯で半数を修繕するということを伺いました。この水銀灯の廃止期限が2027年末とされております。今回補正で改修されるのは、あくまでも応急処置と考えてよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 先ほど申しましたように、安全かつ適正に使っていただくために早急に修繕をする必要があるというところから、このたび予算計上させていただいたものでございます。本施設を含む全体の修繕、改修の計画については、全庁的な取組を進めていく次第でございます。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。2番、伊藤立真議員。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。予防接種事業に関連して、予算書33ページと補正予算の概要、主要施策で提示された資料に関連します。新型コロナワクチン定期接種事業ということで予算化をされてるわけです。5600万円余りですね。この予防接種定期接種で使われる新型コロナワクチン、これの内容というか、こういったワクチンが接種されるのか、そのことは把握されておりますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 今年度使用しますワクチンにつきましては、オミクロン株JN.1系統の1価ワクチンになります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） オミクロン対応のものということなんですけど、今回使用されるワクチン、何種類か種類がある中でレプリコンワクチン、これ自己増殖型のメッセンジャーRNAワクチン、これ、これまで使われてきたメッセンジャーRNAワクチンに自己増殖機能を加えたワクチンということなんですけども、今、この新しい形のワクチンへの懸念というものがいろいろ広がっているというふうな状況を聞いております。こういった新しいワクチンに対する情報提供、これワクチンを接種される方に対して適切にそういった例えば、リスクなり、メリットもあるんでしょけれども、こういった情報提供がきちんと医療機関等からされるというふうな認識でよろしいでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 使用するワクチンにつきましては、厚生労働省のほうから5つの製品が承認されております。各医療機関におきまして接種されるワクチンメーカーについては今のところ承知しておりませんが、接種される前に副反応なども含め、説明がございます。

○議長（湊俊文） 9番、伊藤淳議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。予算書37ページ、有害鳥獣駆除事業で報償費331万円ということなんですけども、こちらの報償費、人に対してなのか捕獲に関してなのか、詳しいところをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 予算書37ページ、有害鳥獣駆除事業の報償費につきまして農林課から説明いたします。今回の補正につきましては、本年度から有害鳥獣駆除につきまして、報償費につきましては、国の交付金を活用することにしております。その関係の増額並びに財源のほうも合わせて補正をしたところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 何に対して増えるのか、もう少し具体的にを一つ。もう一点、先ほどのサテライトオフィスの水銀灯に関してなんですけども、ゼロカーボンタウン宣言をしております町において、省エネルギー化を推進していくというのに対して逆流する流れかなと思います。その

点いかがでしょう。環境に対してということであれば、金がかかるのは必然ということで、以前にも申し上げたので、LED化をしない理由、改めてそこをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 有害鳥獣の報償費でございますけれども、昨年度までにつきましては、イノシシ、シカにつきましては成獣、幼獣ともに7000円で支払っておりましたけれども、この4月からにつきましては、イノシシの成獣、シカの成獣につきましては1万円でございます。そのうち財源といたしまして、国の交付金が7000円、町が3000円プラスした1万円を交付するところでございます。なお、幼獣でございますけれども、これにつきましては、7000円から一律イノシシ、シカにつきましては4000円に下げしております。この財源につきましては、そのうち国の交付金が1000円、町の継ぎ足しが3000円、そういった形になりますので、そのものを精査して、今回補正につきましては、約330万円余りの歳出につきましては補正、それから財源につきましては、895万円の国の交付金の補正をしたところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 体育館照明の修繕につきましてですけども、先ほど答弁申し上げましたように、今回の補正予算要求につきましては、安全かつ適正に使っていただくための緊急性のある修繕というふうに理解し、要求をさせていただいておるところでございます。議員おっしゃいましたように、省エネ家電の推進であるとか、ゼロカーボンタウンの推進、あるいはLED化の促進、こういったことにつきましては当然ながら町全体として取り組んでいく課題というふうに認識しておりますので、そちらにつきましては今後全庁的な取組として進めさせていただきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 報償費なんですけども、当初予算で上がらなかったのは国の補助が決まったから。併せて今年度の捕獲頭数の推移で計算した結果、増額になったということの認識でよろしいかどうかを確認します。もう1点がLED化のほうなんですけども、緊急性があるということではありましたけれども、LEDにする工事をする場合、どれぐらい時間の期間の差が出たのかを確認させてください。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 捕獲報償金の見直しにつきましては、昨年の12月から各猟友会、それから年が明けました2月につきまして各支部の説明会、そして合意形成を取ったところでございます。それを踏まえて4月からの実施になりましたけども、当初予算の編成につきましては、もう既に完了しておりましたので、当初予算につきましては昨年度のままの予算計上で、今回国の交付金等も調整がございましたので、補正をいたすものでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 詳しい工事のスケジュール等については確認ができておりませんが、現在計上させていただいておりますやり方ですと、利用者の利用を止めずに施工ができる。それに対してLEDへの変換となりますと足場等を組んだりということもございまして、一時的に利用者の利用をお断りした上で工事を進めていく必要があるというふうには考えております。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。予算書25ページで、ふるさと寄附金事業なんです、これ新規の外部サイトとしてアマゾンを利用すると伺ってますが、このふるさと寄附については、また、はなえーると関わっていると聞いてます。はなえーるとアマゾンとかどういう形なのか、ちょっと再度整理して教えていただけないでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） はなえーると事業者の関係というご質問であったかと思えます。まずは、はなえーるが寄附者に対して直接事務を行うのではなくて、数ある、例えば、楽天ふるさと納税とかふるなびとか事業者がございますが、そちらのほうへ総括をして返礼品の発注等行っていくというイメージで理解をしていただけたら良いかと思えます。基本的には町に寄附いただくんですけど、中間事業者としてははなえーるがおりまして、先ほど申しました楽天ふるさと納税とかふるなびとか、いろいろ寄附受付サイトがございますが、そちらの取りまとめをしているというイメージでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 私の認識がちょっとまだ分からないんですが、アマゾン、ふるなび、楽天とかいろいろサービスがあって、インターネットで見ると、そこに直接入って頼めます。はなえーるというのは、そのどちらにどう絡んで今後どうしていきたいのかとか、利益になるということですけど、それがちょっと見えなくて、アマゾンというのは分かるんですけど、はなえーるがあるのにまた新規サイトというのがちょっと私には理解ができなくて、そこをもうちょっと簡潔に教えていただけないかなと。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） ふるさと寄附、ふるさと納税の扱いでございます。このふるさと寄附を町としてお願いするわけなんですけども、その掲載であたり返礼品の発注につきましては、現在は各種サイトがございまして、それぞれのサイトをお願いしているところでございます。サイト名につきましては、今議員の説明があったとおりなんですけども、そのサイトをお願いする場合には、掲載も含めて返礼品の発注、事業者への手続、連携というものを一括してそのサイトがやっております。その事業者との結びつきについて、サイト事業者にお任せするのではなくて、そこに事務費がかかっておりますので、それははなえーるが返礼品の発注、事業者への届出等の手続をするということで、その事務費がサイト側ではなくてはなえーるのほうに入ります。そういうふうな切り替えをしながら、はなえーるが直接町内の事業者との連携だったり返礼品の新規開拓だったり、そういうことを進めながら返礼品の開発等を進めて発注等の事務費は入ってくるということになっております。今の楽天につきましても、そういう形態で、掲載は楽天にお任せしますけども、その他の事業者との連携については、はなえーるが行って、事務費ははなえーるに入ってくるというようなことになります。ただ、今全てのサイトがはなえーるに移行しているわけではなくて、順次移行している段階で、そういう意向が全て終われば、はなえーるが全ての返礼品についての調整が取れるということになりますので、それに向けて今、調整しているところでございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） 詳細については分かりました。ということは、はなえーるを続けていくことによって、ゆくゆくははなえーるがそういった事務全般担えますよう、そのほうが町にメリットがあるというふうに捉えられてやっているとということで良いですか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） はなえーるが返礼品の部分について一括して調整するという事になれば、今申しあげましたような返礼品の新規開発であるとか周知だったりとか、一連の流れの中で全体的な発信ができるということも、そういうメリットはございますので、一括してはなえーるでそれを行って、併せて事務費もはなえーるのほうで収益として上がってくるという方向を目指しております。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。先ほどの同僚議員の新型コロナワクチン定期接種事業に関する質問に関連した質問です。同じく資料の2で、2点ほど記載の間違いじゃないかということを確認したいことと、質問が1点。まず、目的の欄に新型コロナワクチン感染症とありますけども、これは間違いではないか。コロナワクチンの感染症ではないですよ。それと3番目の接種期間ですが、これ令和6年10月1日から令和6年3月31日、それも令和7年の間違いではないかと思えます。それから質問ですが、6番目の令和6年9月末に接種券等の発送がなされる予定になっていると。これは、対象者全員に対してだと思んですが、誰に対して送られる接種券であり、どんな内容かということをお聞きします。以上。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 3点ご質問があったと思われまます。まず、目的、1行目、新型コロナワクチン感染症、申し訳ありません。新型コロナウイルスでございます。訂正しておわびいたします。接種期間については、令和6年10月1日から令和7年3月31日でございます。接種スケジュールの令和6年9月末接種券等発送、こちらのほうは2番の対象者にあります65歳以上の方、あるいは60歳から64歳の方で、一定の障害をお持ちの方に接種券等を発送してまいります。内容につきましては、接種券のほか予診票とワクチン接種についてといった形のお知らせを同封する予定にしております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今の最後の答弁の中の対象者60歳から64歳の方の障害があられる方といったところは、全て町のほうで分かっておられるということで、特にご本人からの申請は必要ないということよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 60歳から64歳の方で、日常生活に支障をお持ちの方が対象になりますので、福祉課と連携しながら接種券の発送をしております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） もう一つ別の質問です。補正予算書の37ページ、林業費のところですけども、一番下、環境貢献林整備事業補助金が786万1000円というふうにあります。これ説明の時に森づくり事業の関係で、県の2次補正で補正増になったというふう聞いたと思うんですが、これは申請件数が増えたことによるのか、それは関係なしにまず補助金、この予算がついたのか、その辺のところをお願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 今回の補正につきましては、令和6年度につきまして、当初県に対して要望しておりました。その部分につきまして最初は満額がついておりませんでしたけれども、今回その要望箇所につきまして、県のほうが補正の対応と言いますか、増額のものがございます。

したので、このたび町のほうもその事業費分を補正したものでございます。

- 議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。9番、伊藤淳議員。
- 9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。先ほど質疑をしました川迫サテライトオフィス体育館の照明改修事業で、北広島町はゼロカーボンタウン宣言をしており、LED化を進める、省エネルギー効率を高めていくということでやっております。それに対して水銀灯、在庫がある限りやっていく。緊急措置だけでも、工期は分からない。その上で当面やっていく中でも、どちらにせよ、後ほどLED化する際には足場を組んで利用を止めなきゃいけない時がある。ゼロカーボンタウンは環境問題に対してすごく大事な宣言だと思います。環境に対しては待ったなしの状況であり、町としては宣言をしているにもかかわらず、そこに待ったをかけるというふうに私は見えてしまいました。よって、これだけに対して反対するというのはいかなものかという意見はあるかもしれませんが、私自身は、ゼロカーボンタウン宣言すごく大事だと思っておりますので、今回の補正予算には反対をいたします。
- 議長（湊俊文） 他に討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（湊俊文） 起立多数です。したがって、議案第68号、令和6年度北広島町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第69号 令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第19、議案第69号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。予算書69ページ、第5款3項になりますが、豊平保健福祉総合センター運営事業費の減額102万3000円について、これ職員の雇用形態の変更によるものというふうに説明があったと思いますが、その雇用形態の変更と言うのはどう言うことか、お伺いしてみます。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 雇用形態の変更につきましては、これまで豊平保健福祉総合センターの職員として再任用の職員が配置されておりました。今年度からは再任用が切れまして会計年度任用職員として勤務しておりますので、雇用形態の変更と言うことで補正を計上させていただきました。
- 議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第69号、令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第70号 令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第20、議案第70号、令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第70号、令和6年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第71号 令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第21、議案第71号、令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第71号、令和6年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第72号 令和6年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第22、議案第72号、令和6年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第72号、令和6年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第73号 令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第23、議案第73号、令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 予算書115ページについて質問します。2点ありますが、1点目は、八幡診療所の管理運営事業の中の備品購入費が28万9000円はエアコンの費用であるというふうに聞きましたが、もともとこれはエアコンがなかったのでしょうか。そのことについてお伺いします。それからもう1点、その下の訪問介護職員給与費がマイナス800万5000円というふうに減額になっています。この減額になった理由をお伺いします。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） まず、八幡診療所管理運営事業の備品購入費、エアコンでございますが、こちらは設置されておりましたが、修繕がなかなか難しいということで、寒冷地仕様のエアコンを新たに整備するものでございます。訪問看護職員給与費の減額でございますが、職員1名退職によるものでございます。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 訪問介護職員が1名少なくなったということかと思いますが、対応については問題ないでしょうか。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 対応につきましては、これまで3名体制だったのを2名体制で実施しております。また訪問件数等も減ってきておりますので、2名体制で問題はございません。
- 議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第73号、令和6年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第74号 令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算（第1号）

- 議長（湊俊文） 日程第24、議案第74号、令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第74号、令和6年度北広島町下水道事業会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第25 中山間地域対策特別委員会調査報告

- 議長（湊俊文） 日程第25、中山間地域対策特別委員会調査報告を議題とします。中山間地域対策特別委員会へ調査の付託を行っておりますので、調査報告を求めます。中山間地域対策特別委員会宮本委員長。
- 中山間地域対策特別委員長（宮本裕之） 11番、宮本裕之です。調査報告を行います。令和6年9月24日、北広島町議会議長湊俊文様。中山間地域対策特別委員会委員長宮本裕之。中山間地域対策特別委員会の調査報告書。令和4年第2回北広島町議会定例会の6月20日に北広島町議会として深刻な人口減少をはじめ中山間地域の抱える様々な問題に対して調査研究し、持続可能なまちづくりを目指すために中山間地域対策特別委員会が設置され、次のとおり調査したので、北広島町議会会議規則第77条の規定により報告する。1、調査対象、中山間地域における課題とその改善策について。2、調査期間、令和4年6月20日から令和6年8月26日まで。3、調査方法、特別委員会を16回開催した。中山間地域における課題は多岐にわたり、委員それぞれの持つ課題意識を共有した後、その中で特に喫緊の問題である人口減少対策に的を絞り、先進地視察、先進地から講師を迎えての学習会などを行った。また、令和6年7月5日には、総務省自治行政局地域政策課から講師を招へいし、特定地域づくり事業協同組合制度について学ぶなど様々な角度から調査研究を行った。4、調査結果及び町への意見、別紙のとおり提言する。中山間地域対策特別委員会提言。合併後20年が経過しようとしている北広島町では、人口減少と少子化が最大の課題となっている。合併当時の人口2万1592人から19年間で4500人以上もの人口が減少していることは極めて切実な問題であり、将来に向けての明るいまちづくりにおいて克服すべきことである。本町をはじめ多くの中山間地域の自治体は、農業の規模拡大や企業誘致の困難さが要因となる就業機会の減少、また教育や子育て、医療、日常生活における不便さなどから、都市部等への人口移動が顕著である。加えて、本町の財政状況及び人口構成や生活環境の状況、農林業をはじめとした各種産業担い手の状況、人口減少に起因する集落機能の維持等、課題は山積しており、人口減少に歯止めをかけることが困難な状況にある。このような状況を少しでも改善するために、議会において、中山間地域対策特別委員会を設置して本町の人口減少を抑制するため、一定の成果を上げている自治体の対策事例を調査研究した。少子化対策は最大の高齢者福祉と施策に掲げた岡山県奈義町では、20年以上前から町内の人口減少と少子化を重要課題とし、高校生までの医療費無料化や小中学校給食費の半額支給、教育教材費は無償化し、高校・大学生への就学支援や奨学育英金の支援は町内定住を条件として返済免除している。加えて保育料は第1子から国基準保育料を半額助成、第2子はその半額、第3子以降は無料として、経済支援が成果を上げるなど、全町民で子育て支援をする環境をつくり、結果として、合計特殊出生率2.95を成し遂げ、地域に子どもたちの声が増え、高齢者も元気をもらい、活気づいているという。人口減少対策の地区別戦略として、12公民館に職員を配置した島根県邑南町では、館長と地域住民が地域課題に取り組む事業に対して補助金を交付し、地域活性化を図っている。また、地域人口の急減に直面している地域における農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する施策として、国、総務省が進める特定地域づくり事業協同組合制度では、地域内外の若者等を雇用し、就業機会を提供することによって、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図り、地域づくり人材のベースキャンプとして機能するよう支援するとしている。今年

民間の有識者でつくる人口戦略会議が公表した消滅可能性自治体に北広島町は該当しなかったが、若者世代の減少は看過できない。住みやすく、働きやすく、子育てしやすい環境が望まれており、議会報告会においても、子育て支援の施策を求める意見、特に若い夫婦において、第1子の保育料の負担軽減を求める声が多い。人口減少対策と若者定住、そして子育て支援に向け、中山間地域対策特別委員会として、次の施策に取り組むことを提言する。記。1、第1子からの保育料完全無償化。2、小中学生の給食費無償化。3、地域担当職員制度の導入。4、特定地域づくり事業協同組合の設立支援。以上、令和6年9月24日、北広島町議会議長湊俊文、中山間地域対策特別委員会委員長宮本裕之。北広島町長箕野博司様。

○議長（湊俊文） 以上で、調査報告を終わります。お諮りします。中山間地域対策特別委員会の調査を終了し、調査報告書のとおりとすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、調査報告書のとおりとし、中山間地域対策特別委員会を解散します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 閉会中の継続審査及び継続調査の申し出について

○議長（湊俊文） 日程第26、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出についてを議題とします。あらかじめ配付のとおり、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会改革調査特別委員会の各委員長より閉会中の継続審査及び継続調査の申し出が提出されております。お諮りします。申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 9月議会定例会の閉会に当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。9月5日の開会から本日までの20日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。さて昨年、史上最も暑い夏と言われておりましたが、今年は昨年よりももっと暑い夏となり、猛暑日の連続記録が全国各地で更新され、本町でも真夏日が9月後半まで続き、異常気象の影響が各方面で心配されているところでございます。そのような中ではございますが、本町では今のところ秋雨前線や台風による大きな豪雨被害の発生はなく、順調に収穫の秋を迎えたものと安堵しております。一方、昨年来のエネルギー価格をはじめあらゆる物価高騰の長期化、また、いまだ感染の拡大や縮小を繰り返している新型コロナにも注意を払っていかねばなりません。これからも町民の皆様への命と健康、暮らしを守ることを第一に、職員一丸となって持続可能なまちづくりに向け取り組んでまいります。今後とも町行政の運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。季節もようやく秋めいてまいりました。議員、町民の皆様にはご自愛いただき、より一層のご健勝を祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） 閉会に当たり、一言申し上げます。9月定例会は決算議会と称され、非常に中

身の濃い審議のうち、全ての会計の決算を認定されまして、無事に閉会することとなりました。議員、執行部の皆様、大変お疲れさまでした。食欲の秋、スポーツの秋です。また、神楽公演をはじめ各地でイベントが開催されます。議員各位におかれましては、無理は禁物、お体を十分ご自愛の上、議会活動にご精励されることをお願いいたします。また行政におかれましては、本会期中に出されました議員の意見、要望等を町政にしっかりと反映していただくよう切に願っております。結びに、町民の皆様には今後とも議会活動にご理解とご協力をお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。以上で、令和6年第3回北広島町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時20分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~